



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○船員法施行規則等の一部を改正する
省令（国土交通六五）

〔告 示〕

○道路運送車両法施行規則第三十六条
第七項に規定する国土交通大臣が定
める外国の機関を定める告示
（国土交通五二八）

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人海技大学校役員退職手
当支給規程の変更要旨、都市基盤整
備公団、厚生年金基金解散・清算人
就任、企業年金基金設立関係

地方公共団体

違法駐車車両保管、行旅死亡人、旅
行業者営業保証金の権利実行申立
て、旅行業者営業保証金の権利実行
のための配当表関係

会社その他

会社決算公告

二〇四
二〇五

二〇二

三〇三

三〇三

一〇一

省 令

○国土交通省令第六十五号
関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、船員法施行規則等の一部を改正する省令
を次のように定める。

平成十六年五月二十一日

国土交通大臣 石原 伸晃

船員法施行規則等の一部を改正する省令

（船員法施行規則の一部改正）
第一条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の六の次に次の二十条を加える。

（消防講習の登録）

第七十七条の六の二 第九号表第一号2(1)に規定する講習（以下この章において「登録消防講習」という。）の登録は、登録消防講習を行おうとする者の申請により行う。

第九号表第一号2(1)の講習の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を
国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録を受けようとする者が登録消防講習の実施に関する事務（以下「登録消防講習事務」と
いう。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
三 登録を受けようとする者が登録消防講習事務を開始する日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 講習に用いる別表第一に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有
又は借入れの別を記載した書類

四 講師の氏名及び経歴を記載した書類

五 講師が、次条第一項第三号に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさ
せるに足る書類

（登録の要件等）

第七十七条の六の三 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のす
べてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十号表に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習が行われるものであること。
二 次に掲げる科目について行われるものであること。

イ 石油火災消防実習

ロ 液化ガス火災、液体科学薬品消防実習

ハ 船内搜索救助実習

ニ 検知器具及び保護具の取扱実習

ホ 洋上流出油防除実習

三 前号に掲げる科目にあつては、第十一号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ
同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであ
ること。

国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当すると
きは、その登録をしてはならない。